

国立印刷局が取り組むデータ整備

— ベース・レジストリ運用業務について

独立行政法人国立印刷局

玉木 浩貴

- 設 立：独立行政法人として平成15年4月設立
(起源は明治4年創設の大蔵省紙幣司)
- 職員数：**3,995名** (R7.4.1現在)
(男性 約74% 女性 約26%)
- 役職員の身分：**国家公務員**
- 組 織：**本局、研究所、全国に6工場**



独立行政法人国立印刷局は**国の行政事務と密接に関連した事務・事業**を
国の相当な関与の下に、**正確・確実に執行**することが求められています

国民生活に密着した公共性の高い製品や情報サービスを社会に提供

日本銀行券、旅券、切手等の製造



官報の編集・印刷・配信



偽造防止技術等の調査・研究



令和7年4月～
ベース・レジストリ※運用業務の追加

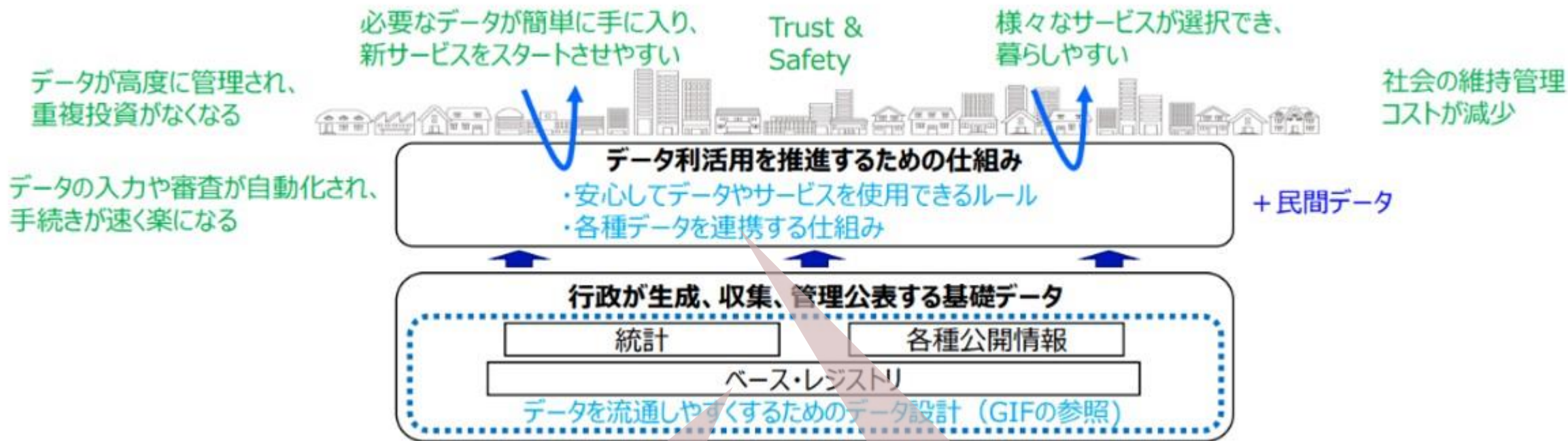


※制度横断的に多数の手続で参照されるデータからなるデータベース（例：住所・所在地、法人の名称など）

- 1 ベース・レジストリの整備と運用**
- 2 アドレス・ベース・レジストリの運用業務**
- 3 法人ベース・レジストリの運用業務**
- 4 まとめ**

1 ベース・レジストリの整備と運用

社会全体のデジタル化の推進 → 社会の基盤となる**データ群の整備・利活用**が不可欠



※令和6年（2024年）第1回政策評価・行政事業レビュー有識者会議資料（令和6年5月29日/デジタル庁）資料3「ベース・レジストリ事業について」より引用

行政府によるベース・レジストリの整備
（公的基礎情報データベース）

情報連携やデータ利活用を推進する
ためのルール・仕組みの整備

1 ベース・レジストリの整備と運用

【ベース・レジストリの整備・利用促進に向けた法整備】

デジタル社会形成基本法等の一部改正法案（R6.5成立）

1 データの品質確保（デジタル社会形成基本法）

ベース・レジストリのデータ品質の確保のための措置を講ずる旨を規定

2 国によるデータベースの整備やデータ連携の促進（デジタル手続法）

国の行政機関等は、ベース・レジストリの整備等に関し、国立印刷局及び情報処理推進機構に対し、必要な協力を求めることができることを規定

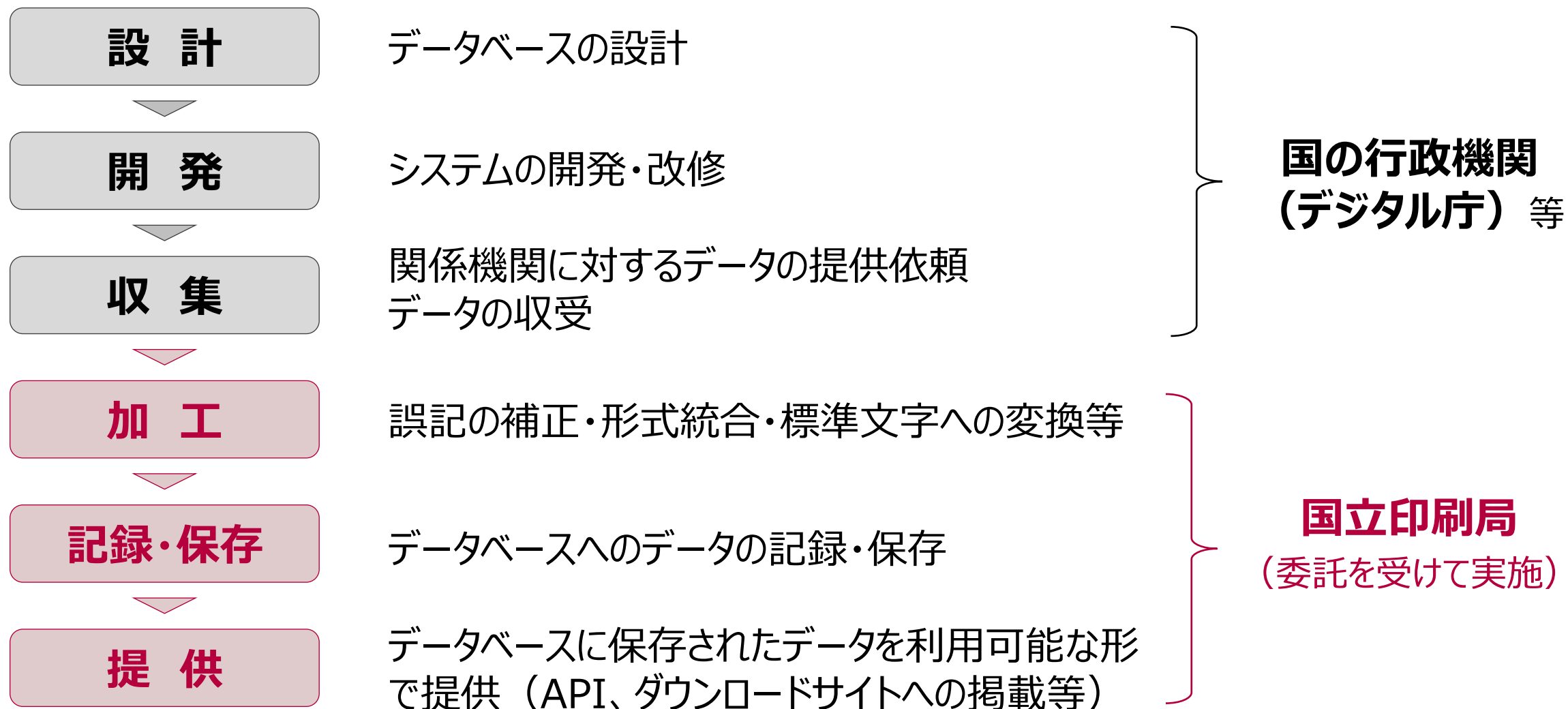
3 データベースやシステムの整備を効果的に行うための体制強化

（独立行政法人国立印刷局法ほか）

- 国立印刷局の目的・業務に、ベース・レジストリを構成するデータの加工、記録、保存及び提供を行うことを追加
- 関係業務の主務大臣に、内閣総理大臣（デジタル大臣）を追加

1 ベース・レジストリの整備と運用

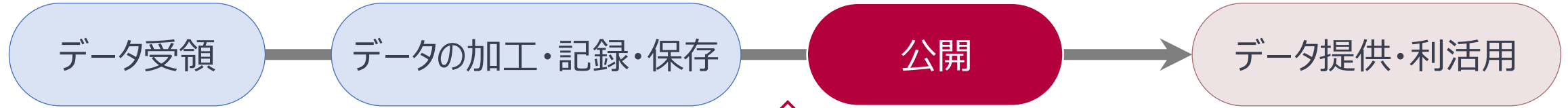
【ベース・レジストリの整備等の業務フロー】



1 ベース・レジストリの整備と運用

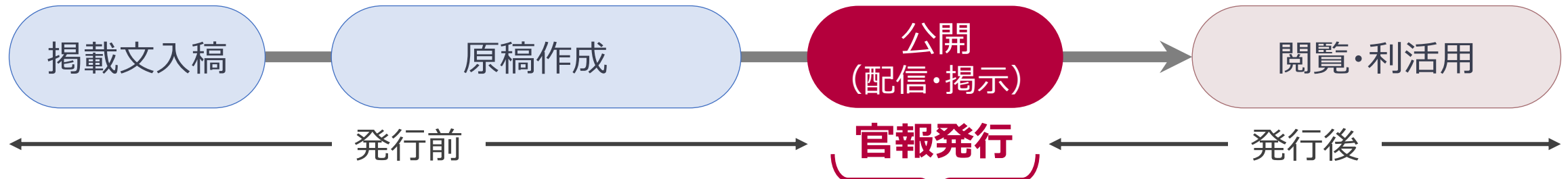
【ベース・レジストリの運用における国立印刷局の役割】

ベース・レジストリの運用プロセス



情報管理のノウハウを活用

官報発行プロセス



法令の公布、告示等の効力発生

情報管理の
ポイント







- 公開前情報の秘密管理
- 指定期日に確実に公開 等

- 正確な情報を広く公開
- プライバシーへの配慮 等

▶ 1 ベース・レジストリの整備と運用

【整備・運用のスケジュール】

- ユースケースや費用対効果を考慮し、**法人・不動産・アドレス**を注力領域として指定
- **公的基礎情報データベース整備改善計画**（R7.6閣議決定）に基づき、整備・改善や利用を促進

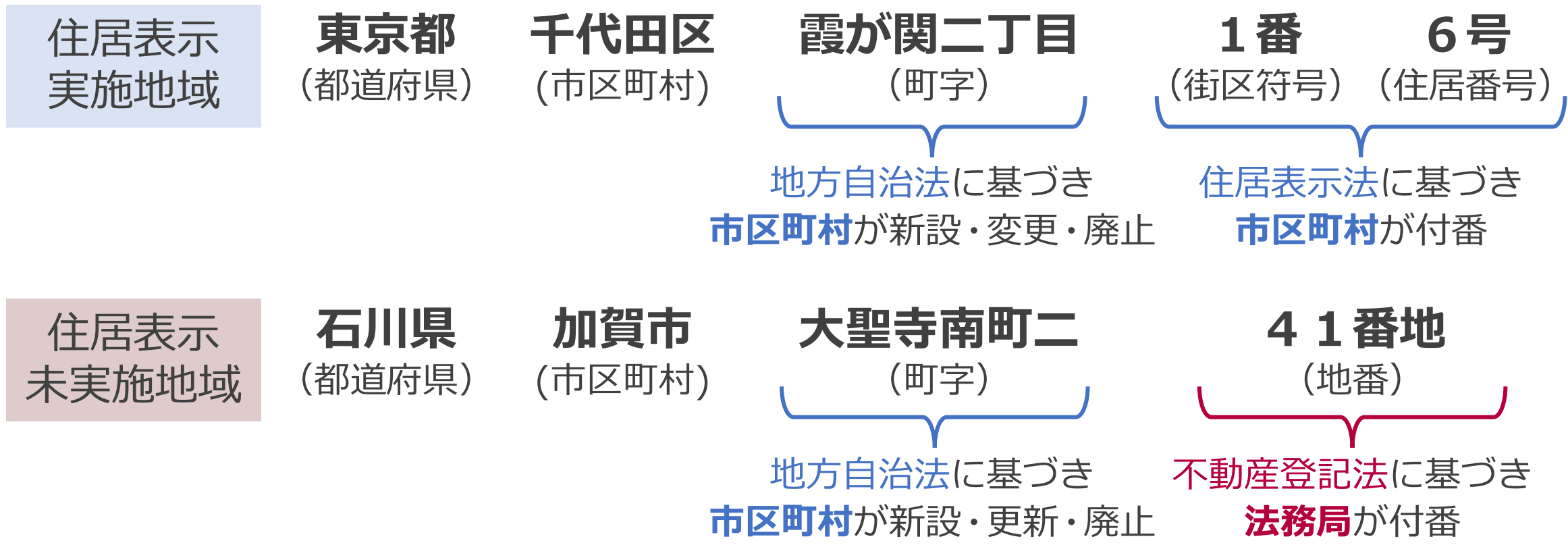
BRの種類	内容	R6	R7	R8	R9	R10
アドレス	町字データ整備					
	町字データ提供					
	国立印刷局による運用	データ更新を実施しながら運用 				
法人	システム整備					
	サービス提供	順次提供 				
	国立印刷局による運用					

※不動産BRは令和9年度以降のサービス提供を目指して、データベースの整備を検討



2 アドレス・ベース・レジストリの運用業務

【日本の住所・所在地（アドレス）に関する制度の現状】



行政が一元的に管理する仕組みがなく、様々な主体が個別に整理結果として、表記揺れ等の発生により、データ連携を阻害する要因に



2 アドレス・ベース・レジストリの運用業務

【Coffee Break : アドレス表記の2つの制度】

千葉県浦安市舞浜2-11

住居表示
実施地域

千葉県
浦安市
舞浜2丁目
11番

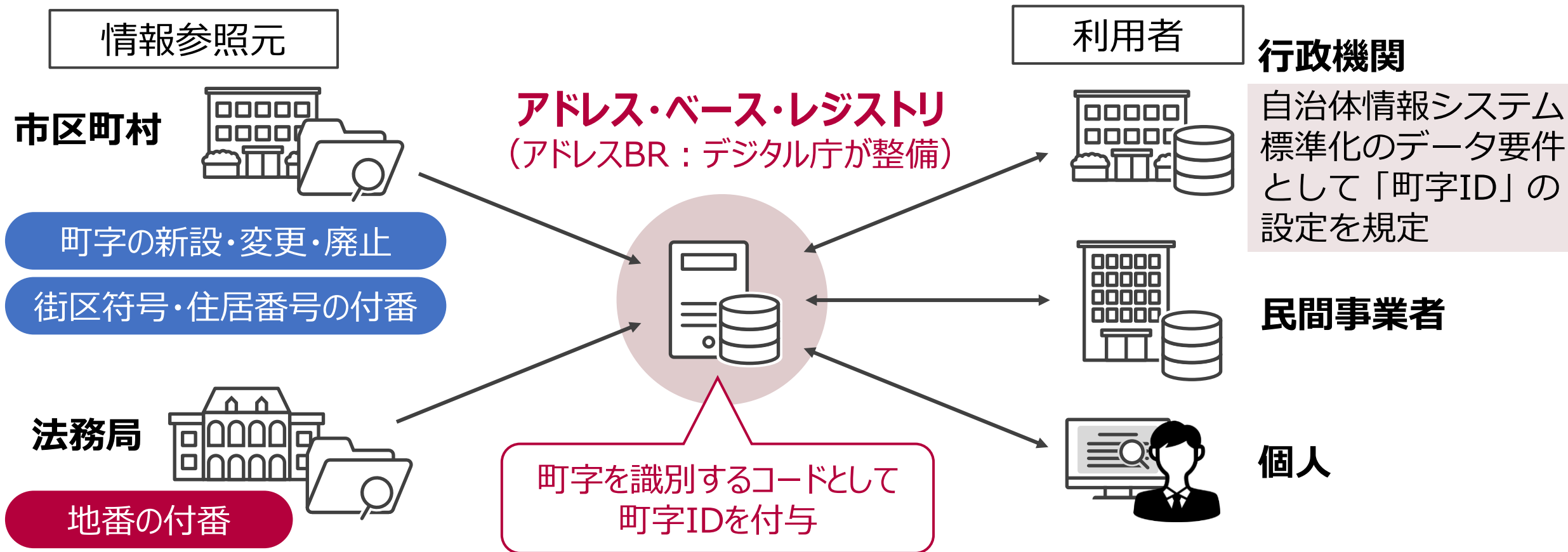


住居表示
未実施地域

千葉県
浦安市
舞浜
2番地11

2 アドレス・ベース・レジストリの運用業務

【アドレス・ベース・レジストリの概要】



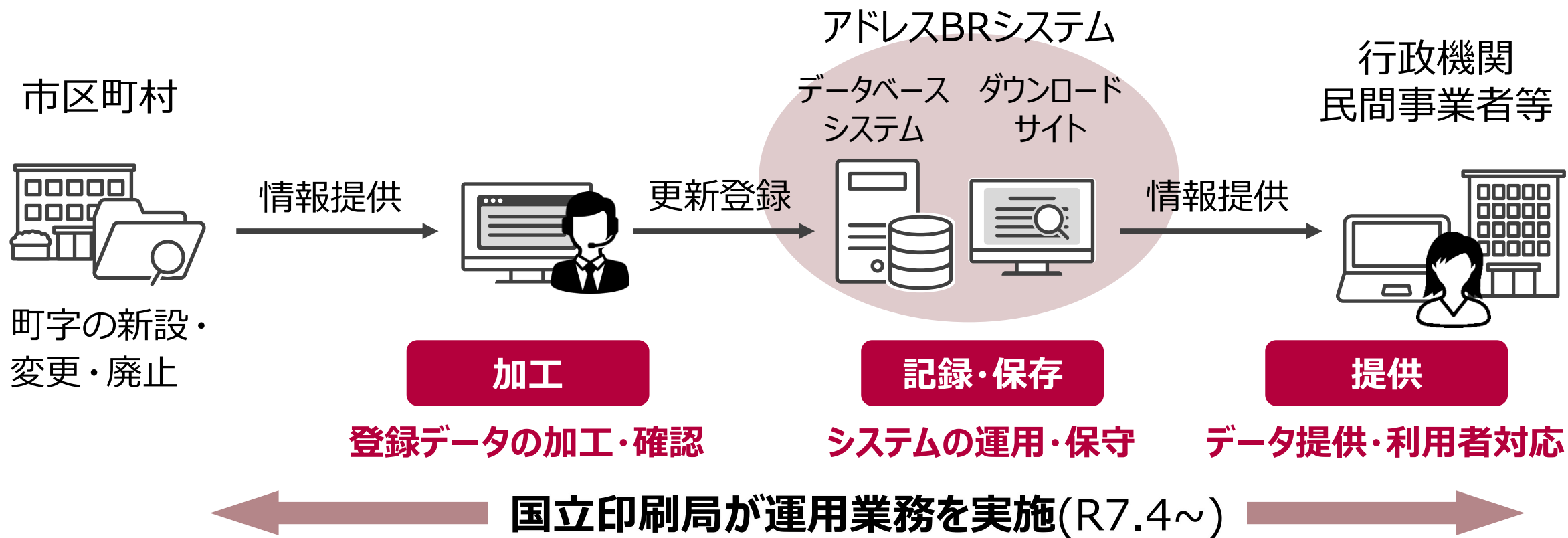
現状

- 令和6年度にデジタル庁が「町字」までのマスターデータ整備を実施
- 街区符号・住居番号、地番のデータ整備については、整備方針を検討中



2 アドレス・ベース・レジストリの運用業務

【国立印刷局によるアドレス・ベース・レジストリの運用】

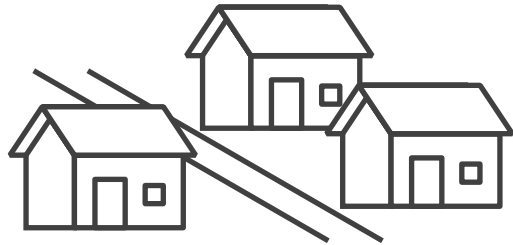


デジタル庁が整備したアドレスBRの町字データに対して、**正確性・最新性を継続的に確保**していくための「更新プロセス」の運用を国立印刷局が担当

2 アドレス・ベース・レジストリの運用業務

【町字の新設・更新・廃止等の手続の概要】

町字の新設・更新・廃止等の手続（区域の変更を含む）は地方自治法第260条に規定



町字の新設・変更・
廃止の計画

（事由の例）

- 区画整理事業の実施
- 住居表示の実施
- 住民からの要望 等



市区町村議会の
議決



市区町村からの
告示の発出



**告示の情報を基に
登録データを加工**



正確性の確保



施行（効力発生）



**施行期日に
町字データを提供**



最新性の確保



2 アドレス・ベース・レジストリの運用業務

【事例①：正確性の確保】

名古屋市告示第 451 号

住居表示に伴う町の区域の設定及び変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条第 1 項の規定により、本市北区の別図第 1 の区域において、令和 7 年 11 月 1 日から、次のとおり町の区域の設定及び変更をすることとしたので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 7 年 9 月 16 日

- 町字の新設・変更・廃止の事由 → 住居表示の実施
- 施行期日（効力発生日） → 令和7年11月1日



2 アドレス・ベース・レジストリの運用業務

【事例①：正確性の確保】

＜変更前＞

廃止される町字

- ◆ 山田北町1丁目
- ◆ 山田北町2丁目
- ◆ 矢田町1丁目

・
・
・



＜変更後＞

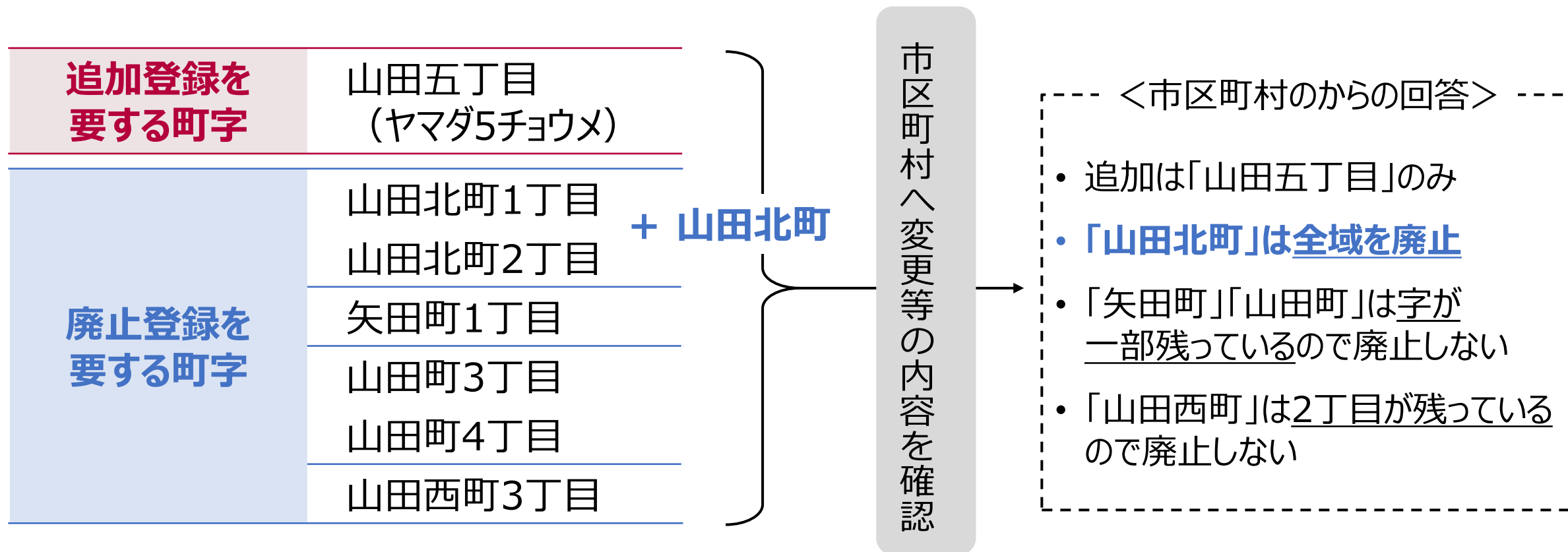
新設される町字

- ◆ 山田五丁目
(ヤマダ5チョウメ)



2 アドレス・ベース・レジストリの運用業務

【事例①：正確性の確保】



提供された告示資料だけでは正確なデータ加工ができない場合があり、
市区町村との連絡調整による意思疎通が重要



2 アドレス・ベース・レジストリの運用業務

【事例②：最新性の確保】

最新データの提供 → 町字変更の**告示の施行期日**に遅滞なく更新する必要

(告示の事例①)

この告示は、公布の日から
効力を生ずる

令和6年4月4日

告示の確認時点で**すでに効力が発生**

(告示の事例②)

換地処分の公告があった日の
翌日から（中略）変更する

令和6年4月3日

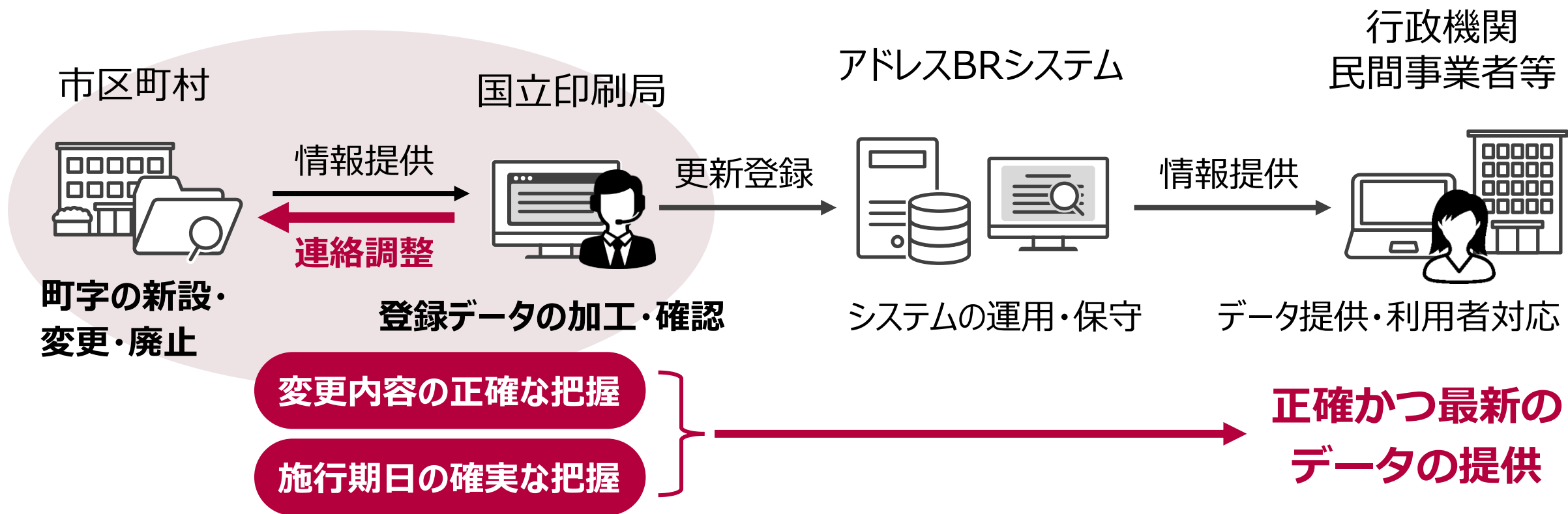
告示の時点では**効力発生日が未確定**

- 告示資料のみを頼りに施行期日を把握することには限界あり
- 情報を事前に把握・確認するための**市区町村との連絡調整**が不可欠



2 アドレス・ベース・レジストリの運用業務

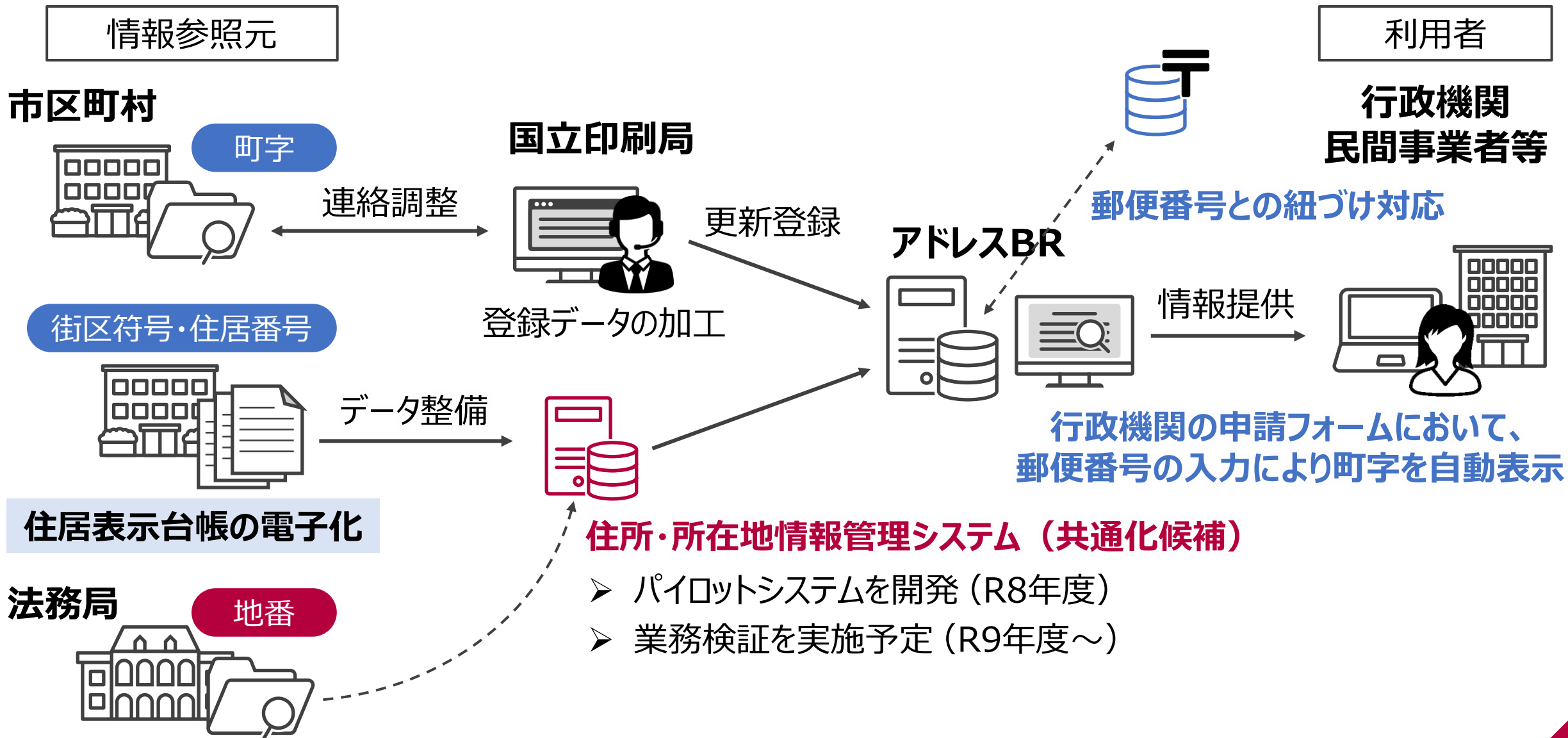
【国立印刷局によるアドレス・ベース・レジストリの運用】



市区町村との密な連絡調整を通じて、登録データの正確な加工・記録・保存、利用者への最新の町字データの提供を実現

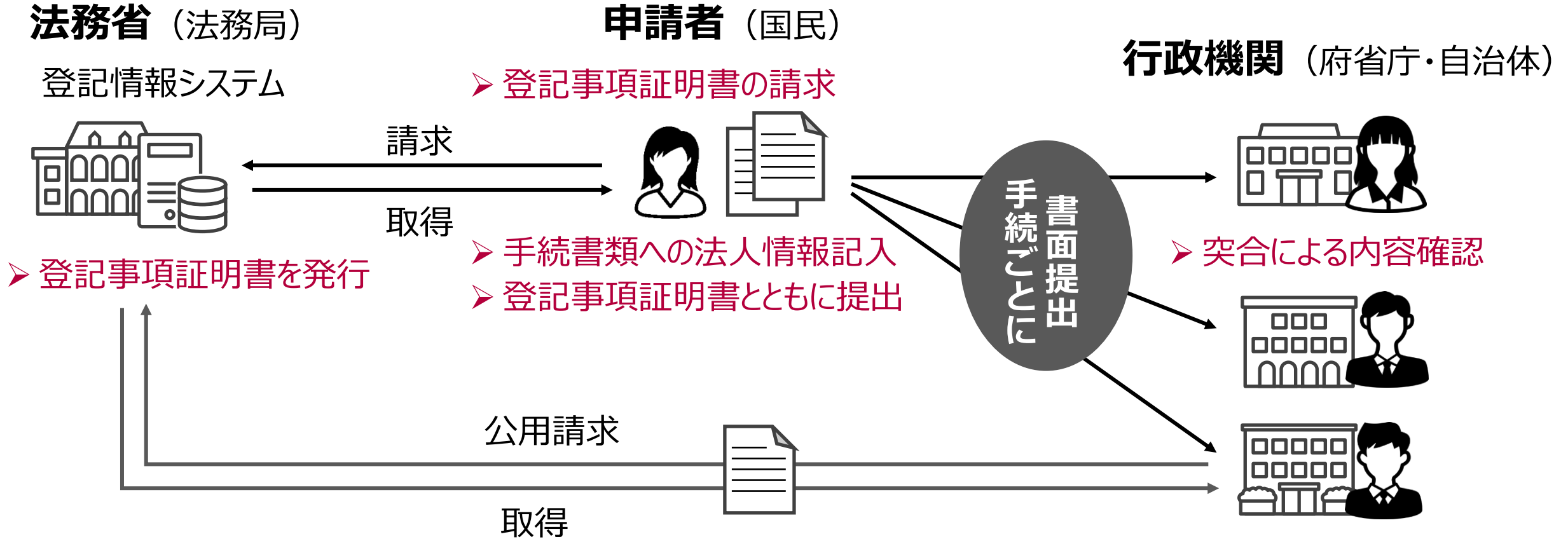
2 アドレス・ベース・レジストリの運用業務

【アドレス・ベース・レジストリに関する今後の展開】



3 法人ベース・レジストリの運用業務

【法人ベース・レジストリ整備の背景】



国民・行政機関の双方に多大な手間・事務負担

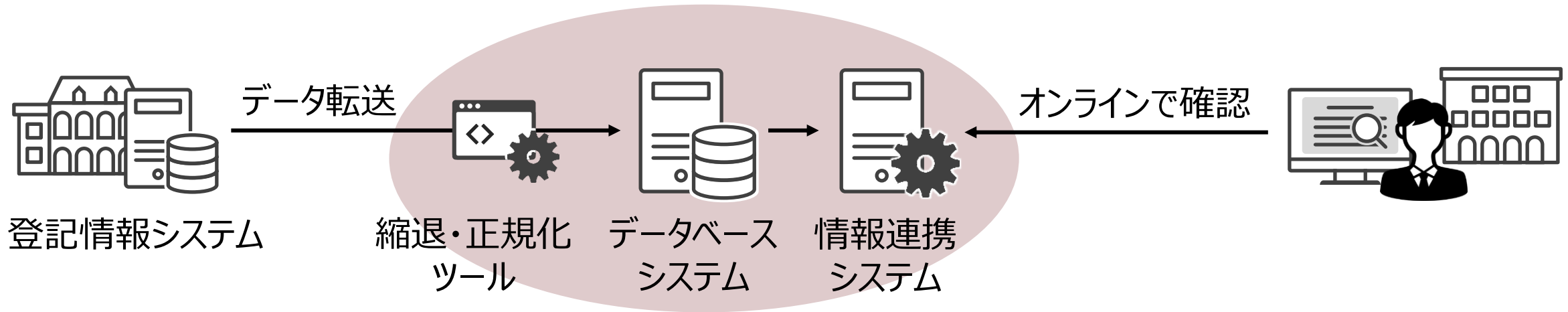
3 法人ベース・レジストリの運用業務

【法人ベース・レジストリの概要】

法務省（法務局）

法人ベース・レジストリ
(法人BR：デジタル庁が整備中)

行政機関（府省庁・自治体）



令和8年度：サービス開始

行政職員が登記情報をオンラインで確認可能に

- 申請者による登記事項証明書の取得が不要に → 添付書面の省略を実現
- 行政機関による公用請求において、登記事項証明書の取得が不要に

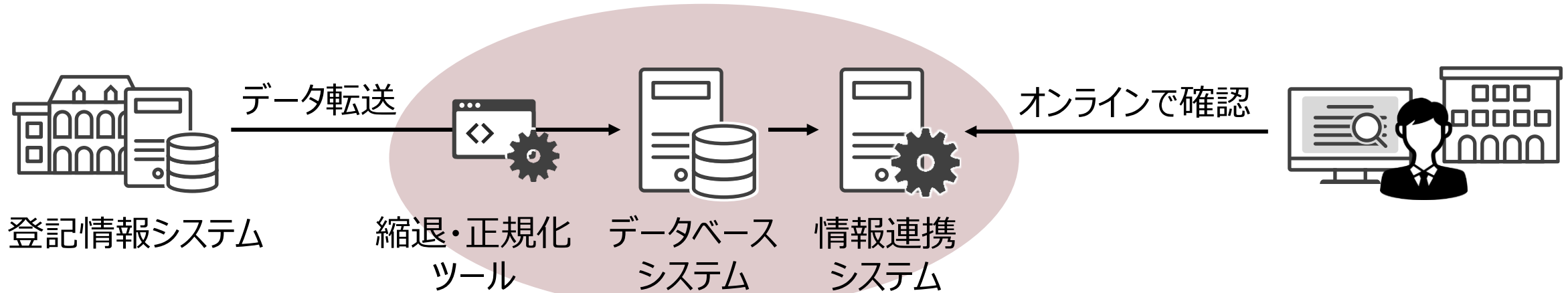
3 法人ベース・レジストリの運用業務

【国立印刷局による法人ベース・レジストリの運用】

法務省（法務局）

法人ベース・レジストリ
(法人BR：デジタル庁が整備中)

行政機関（府省庁・自治体）



加工

- ・ 登記情報システムからのデータ授受
- ・ データベースへの登録

記録・保存

- ・ システムの運用・保守

提供

- ・ データ提供
- ・ 利用者対応
(アカウント管理、問合せ対応、未利用機関への利用促進)

← 国立印刷局が運用業務を実施(R8.4~) →

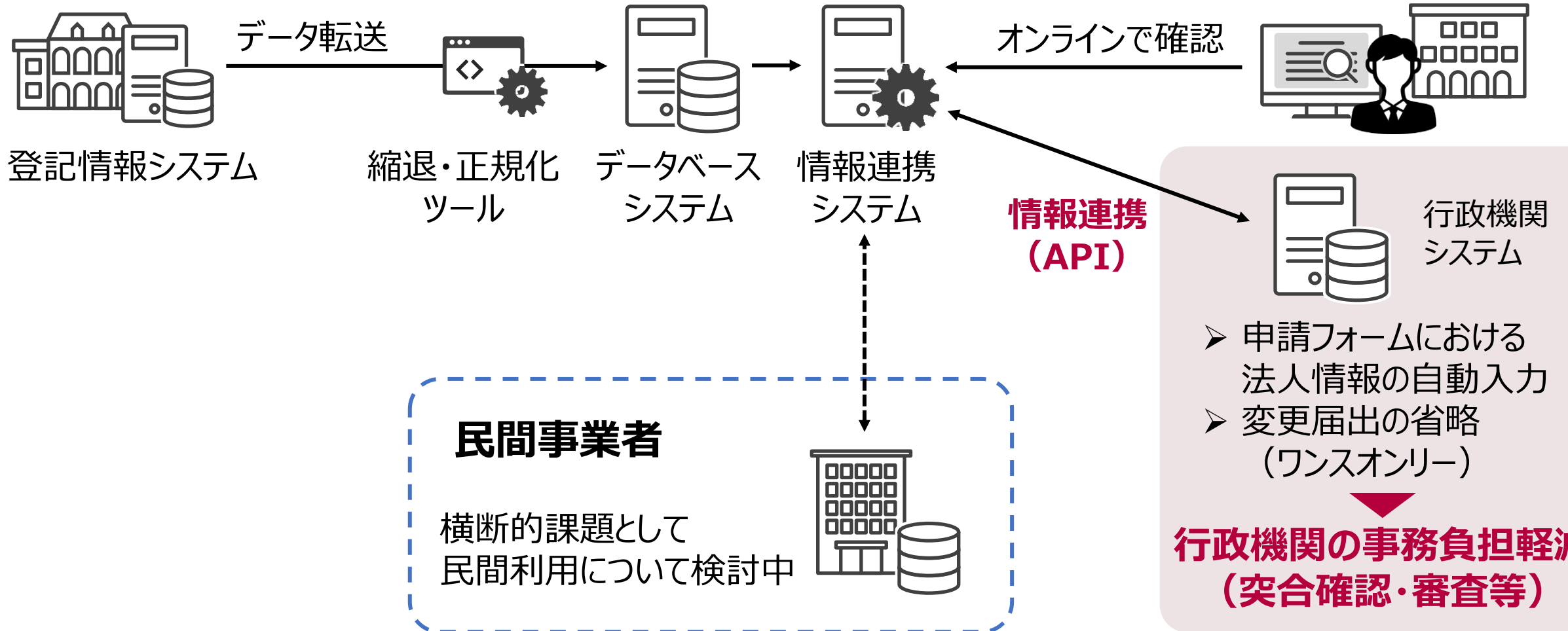
3 法人ベース・レジストリの運用業務

【法人ベース・レジストリに関する今後の展開】

法務省（法務局）

法人ベース・レジストリ

行政機関（府省庁・自治体）



4 まとめ

- 令和7年度から、国立印刷局の新たな目的・業務に「ベース・レジストリを構成するデータの加工、記録、保存及び提供」が加わり、社会の基盤となるデータ群の整備・利活用を担う役割が強化されました。
- 国立印刷局は、ベース・レジストリの運用実務の担い手として、デジタル庁をはじめとする関係機関と連携を図りながら、アドレス・法人といったベース・レジストリの運用業務を確実に遂行し、信頼性の高いデータ基盤の安定的な提供を支えています。
- 国立印刷局が長い歴史の中で、政府情報のデータ品質の確保や向上に取り組んできたノウハウ・実績を活かし、ベース・レジストリを始めとするデジタル社会の実現に向けた政府施策に引き続き貢献していきます。